

# 一般社団法人日本農業機械化協会役員退職給与規程

平成 14 年 5 月 28 日施行

平成 25 年 4 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 一般社団法人日本農業機械化協会の常勤役員の退職手当の支給に関する事項は、この規程に定めるところによる。

(退職手当の支給)

第 2 条 退職手当は、常勤役員が退職した場合に、この規程に定めるところにより計算された金額を総会の決議を経て、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

(支給額)

第 3 条 退職手当の額は、その者の退職の日における給与月額のうち基本給に対し、別表に定める退職金支給率に乗じて得た額とする。

2 前項の規程による退職手当の額は、その者の職務実績に応じ、これを増額し、又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第 4 条 在職期間の計算については、1 年に満たない端数を生じたときは、その月に属する年の別表の累進率をその月数に応じて按分する。

(退職給与引当金)

第 5 条 会は退職給与引当金として毎年度末における退職金を推算し、その額と既引当金との差額を毎年度積み立てるものとする。

社団法人日本農業機械化協会役員退職給与規程の承認に伴い、社団法人日本農業機械化協会退職給与規程（平成 8 年 5 月 14 日改正）を次のとおり改正する。

平成 14 年 5 月 28 日

削除

第 7 条 常勤役員退職の場合この規程を準用する。